

## 令和5年度 第1回久留米市成年後見推進協議会要旨（公開用）

令和5年6月14日（水）

18:30～

参加者：上原委員、岡田委員、山下委員、石橋委員、川崎委員、宮原委員

事務局：長寿支援課：古賀課長・野口補佐・栗木・中村（進行）

障害者福祉課：下津浦補佐・重永

久留米市社協：大内田課長・古谷主査・鎌田

オブザーバー：福岡家庭裁判所1名（江崎主任書記官）

### 次第Ⅰ 委嘱状交付及び委員等紹介

**事務局**委嘱状は席に置かせていただいている。委員の名簿、任期については久留米市成年後見推進協議会委員名簿をご覧ください。

（委員・事務局自己紹介）

### 次第Ⅱ 久留米市成年推進協議会について

**事務局**久留米市成年後見推進協議会設置要綱に基づき説明。

### 次第Ⅲ 会長・副会長の選出について

**事務局**久留米市成年後見推進協議会設置要綱第4条第1項にて「協議会は会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。」となっている。なお、要綱第4条第2項にて、会長は協議会を代表し、会務を総理する。第4条第3項にて、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理すると規定されている。皆様、いかがか。

**事務局**事務局から提案させていただいてもよろしいか。

**委員**了承。

**事務局**事務局としましては、会長を久留米大学文学部の上原委員、副会長を久留米市健康福祉部長の宮原委員にお願いしたい。いかがか。

**全委員**了承。

**事務局**会長・副会長に就任のご挨拶をお願いしたい。

**会長**会がスムーズに進むよう皆さまのご協力をお願いしたい。

**副会長**会長を補佐しながら、この会議が闊達にそして円滑に進むよう、皆様のご協力をお願いしたい。

～規定に基づき、会長が進行～

#### 次第Ⅳ 報告事項

##### 1 令和5年度 成年後見推進事業の概要について **資料1**

**事務局** **資料1**・**資料2**に沿って順に説明)

**委員**地域連携ネットワーク構築のための研修会の実施時期は。

**事務局**8月頃の実施を考えている。

**委員**研修の対象者及び内容はどのように考えているのか。

**事務局**対象は行政関係、久留米市社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所に参加いただきたいと考えている。

**委員**何名くらいの参加予定か。大々的に行うのか。

**事務局**広く参加者を募るといよりは各士会等にお声かけをさせていただき代表の方にご出席いただくことを考えている。研修会ではあるが、意見交換をメインに各々の役割や日頃の権利擁護の場面で疑問に思うことなどについて意見交換ができればと考えている。

**委員**説明では相談支援機関もあったが4分野イメージしてよいのか。

**事務局**行政関係では、長寿支援課・障害者福祉課・生活支援課、また社会福祉協議会、相談支援機関については生活自立支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターに参加いただこうと考えている。

#### 次第Ⅴ 協議事項

##### 1 市民後見人の選任にかかる面接審査基準について **資料2**

久留米市情報公開条例第7条第6号の不開示情報に該当するため非公開

#### 次第Ⅵ その他

**会長**その他について、事務局からあるか。

**事務局**特にない。

**会長**全体を通してご意見があればお願いしたい。

**委員**市民後見人は一人1件だけもつということが前提になるのか。一人2件もつことは想定されていないか。

**事務局**件数に関しては現在のところ考えていない。

**委員**資料1ページの市民後見人の要件として⑤現に後見人として選任されていないこととあり、2年の登録期間で自動更新とある。2件目は持てないのかなと思ってお聞きした。ご検討いただければと思う。

**社協**他市の事例を見させていただくと、法人後見の支援員を兼ねて市民後見人の活動をされているところが多いが市民後見人の受任に関しては一人につき1件という想定が多いので、センターで支援していく中では一人につき1件が適切ではないかと考える。

**委員**何かで決められているわけではないが、これまで先行事例を見てきた中でそのように

理解しているという意味でよいか。

**社協** そうである。

**家裁** 市民後見人の活用は残念ながら全国的に今まで積極的にされてきていない。1件後見人として選任され活動すると法的には本人が後見状態でなくなるまでずっと見ていただくこととなる。経験として1件だから不足しがちということはなく、そもそもそれほどお任せする件数がないというところもある。このような現状では1件とすることに大きな違和感はない。

**会長** 他になればこれにて令和5年度第1回久留米市成年後見推進協議会第は終了とさせていただきます。

—令和5年度 第1回久留米市成年後見推進協議会 終了—